

## 岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(太陽光発電設備等導入事業)交付要綱

### (総則)

第1条 県は、県内事業者の脱炭素化を図るため、自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内で岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(太陽光発電設備等導入事業)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に本社又は事業所を有する事業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 中小企業等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業者(みなし大企業を除く。)
  - イ 個人事業主
  - ウ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社に該当しない法人その他の団体
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者(資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業者に該当する場合を除く。)
  - イ 交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- (5) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有(第三者所有)・維持管理等(維持管理を当該需要家が行う場合を含む。)をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

### (補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げる設備とし、その種類に応じ、当該各号に定める条件を全て満たすものをいう。

- (1) 太陽光発電設備(リース又はオンサイトPPAモデルによる設置を含む。)
  - ア 商用化され、導入実績があるものであること。
  - イ 中古設備ではないこと。
  - ウ 建物の屋根等に設置されるもので、野立てでないこと。
- (2) 産業用蓄電池(リース又はオンサイトPPAモデルによる設置を含む。)
  - ア 商用化され、導入実績があるものであること。
  - イ 中古設備ではないこと。
  - ウ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
  - エ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
  - オ 定置用であること。
  - カ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
  - キ 蓄電容量が20kWhを超えるものであり、補助対象設備を設置する住所の属する地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
- (3) 家庭用蓄電池(リース又はオンサイトPPAモデルによる設置を含む。)
  - ア 商用化され、導入実績があるものであること。
  - イ 中古設備ではないこと。
  - ウ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
  - エ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
  - オ 定置用であること。
  - カ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

キ 蓄電容量が 20kWh 以下であること。

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象設備を設置する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設への補助対象設備を設置する事業は、補助対象事業としない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業にかかる接客業務受託営業を行う施設
  - (2) 宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設
  - (3) その他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められる活動を行う施設
- 3 リース又はオンサイト P P A モデルの場合は、需要家とリース事業者又は需要家に対してオンサイト P P A モデルにより電気を供給する事業者（以下「P P A 事業者」という。）との契約で、補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものでなければならない。

(補助事業者)

第 5 条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する。

- (1) 県内の自らが事業を営む建物を有する本社又は事業所に補助対象設備を設置する者であること。
  - (2) 県内に本社又は事業所を有する中小企業等であること。
  - (3) 発電した電力量の 50 パーセント以上を、申請した敷地内において消費すること。
  - (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わない者であること。
  - (6) 補助対象事業の実施に当たっては、太陽光発電設備等の設置、電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。
  - (7) 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
  - (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
  - (9) 補助対象設備について、国又は地方自治体から他の補助等を受けて事業を実施する者でないこと。
  - (10) 県税を滞納していない者であること。
- 2 リース又はオンサイト P P A モデルの場合は、リース事業者又は P P A 事業者を補助事業者（代表申請者）とし、需要家を共同申請者とする。
  - 3 前項の場合は、第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件にあつては需要家（共同申請者）が、同項第 3 号から第 8 号までに掲げる要件にあつてはリース事業者又は P P A 事業者である補助事業者（代表申請者）が、同項第 9 号及び第 10 号に掲げる要件にあつてはリース事業者又は P P A 事業者である補助事業者（代表申請者）及び需要家（共同申請者）のいずれもが要件の全てを満たさなければならない。

(欠格事由)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その

他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
  - (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 2 リース又はオンサイトPPAモデルの場合は、前条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者は、リース事業者又はPPA事業者である補助事業者（代表申請者）及び需要家（共同申請者）のいずれにもなることができない。

（交付制限）

第7条 同一の補助事業者（リース又はオンサイトPPAモデルの場合にあつては、需要家（共同申請者））が、本補助金の交付を受けることができる回数は、同一の年度に1回までとする。

（補助対象経費）

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じ、当該各号に定めるところにより求められる額とする。

- (1) 太陽光発電設備
  - ア 発電出力（kW表示の小数点以下切捨て）に5万円を乗じた額（千円未満切捨て）とする。
  - イ 乗じることのできる発電出力の上限は、50kWとする。
  - ウ 発電出力は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力を比較して低い方の出力とする。
- (2) 産業用蓄電池
  - ア 蓄電容量（kWh表示の小数点以下2桁以下切捨て）に6.3万円を乗じた額（千円未満切捨て）とする。
  - イ 乗じることのできる蓄電容量の上限は、20kWhとする。
- (3) 家庭用蓄電池
  - ア 蓄電容量（kWh表示の小数点以下2桁以下切捨て）に5.1万円を乗じた額（千円未満切捨て）とする。
  - イ 乗じることのできる蓄電容量の上限は、20kWhとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（事業の着手時期）

第11条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の20%を超えない変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第3号様式)
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第4号様式)
  - (3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)

(交付申請の取下げ)

第13条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第6号様式により行うものとする。

(実績報告)

第14条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第15条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに同報告書により履行の確認を行う。

- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定通知)

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第17条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第18条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第6条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第6条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定によ

り、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(指示等)

第20条 知事は、補助事業者に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第21条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、取得財産等について第19条第2項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該取得財産に関する関係書類を保存しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第8条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料（設備本体を含む。）の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。